

○徳之島町暴力団排除条例（一部抜粋）

平成24年 6 月20日 条例第18号

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （4） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （5） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （6） 暴力団員等 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他鹿児島県公安委員会規則で定める者をいう。
- （7） 暴力団関係者 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者として鹿児島県公安委員会で定める者をいう。